

令和4年5月2日

1 学年保護者 様

愛媛県立松山商業高等学校  
校長 井上 伸二

高校生奨学のための給付金受給申請に係る手続きについて  
(新入生に対する4～6月分相当額の前倒し給付)

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、下記1の支給要件を満たす本校生徒の保護者に対し、奨学のための給付金を支給しています。今年度は従来の制度に加えて、新入生に対する一部早期給付を行います。

申請を希望される方は、本校HPから申請用紙をダウンロードし、本校事務室へ提出をお願いします。(ダウンロード環境のない方は、申請用紙を本校事務室でお渡しします。)

今回の申請は、新入生のうち希望者を対象に、4～6月分の給付金を前倒しで給付するための申請であり、7月～3月分の申請(7月中旬頃)は別途必要となります。また、今回申請しなかった場合でも、次回申請で支給要件を満たしていれば、4～6月分に相当する給付を受けることができます。

なお、在校生及び前倒し給付を申請しない生徒の申請は、従来どおり7月中旬頃に再度お知らせいたします。

記

1 支給要件

- (1) 保護者等が愛媛県内に住所を有していること
- (2) 保護者等全員の令和3年度(令和2年分)所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む)
- (3) 基準日(令和4年4月1日)に在学していること

2 申請用紙ダウンロード場所

学校公式サイトトップページ→その他→奨学のための給付金→新入生に対する4～6月分相当の前倒し給付について(5月2日更新)

3 申請書類提出期限

令和4年5月20日(金)

※ 提出書類には住民票など役所で取得することが必要な書類もありますので、申請希望者はお早めに準備をお願いします。